

山梨県公報

第二千四百四十七号

平成二十六年

九月八日

月 曜 日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年九月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ゆめこころ

2 代表者の氏名 高田谷 久美子

3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市成島千五百五十九―一

4 定款に記載された目的

この法人は、障がい者一人一人が地域社会の中で自分らしく働き暮らすための支援を行うことを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年九月一日から同年十月三十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年九月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人南アルプスベースボールアカデミー

2 代表者の氏名 深澤 俊二

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市小笠原二千三百八十九番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、地域における野球愛好者が生涯に渡りプレーできる環境づくりと、こどもから社会人まで野球に親しみ参加、活動のできる事業を行い、野球人口の裾

目 次

○ 県営土地改良事業計画の変更……………五二三

○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………五二三

○ 土地改良区役員の退任……………五二四

公 告

○ 落札者等の決定について……………五二四

告 示

山梨県告示第二百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(穂積地区中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年九月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年九月八日から同年十月七日まで

三 縦覧場所

富士川町役場

四 異議申立期間

平成二十六年十月八日から同年十月二十二日まで

野の拡大を目指すと共に、スポーツを通じて青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年九月一日から同年十月三十一日まで

● 土地改良区役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十六年九月八日

山梨県知事 横内 正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	島田 利彦	甲斐市篠原一七五一	平成二十六年八月二十二日

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年九月八日

山梨県警察本部長 飯利 雄彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 指紋情報管理システム
(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部刑事部鑑識課

(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四

三 落札者を決定した日 平成二十六年八月十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社 西東京支店 支店長 飯嶋武

(二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 三億五百三十六万三千五百二十円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年六月三十日